

人 事 院 会 議 議 事 録

会 議 日

令和8年7月28日 火曜日

会議の出席者

川本総裁 土生人事官 菅原人事官
(幹 事) 佐々木事務総長、荒竹総括審議官
(説明員) (給与局)
荻野局長、植村次長、小林参事官、
森谷給与第一課長、本田給与第三課長
(職員福祉局)
阿部職員団体審議官

議 題

俸給表の改定、期末・勤勉手当及び諸手当の取扱い

議事の概要

- 担当局より、議題「俸給表の改定、期末・勤勉手当及び諸手当の取扱い」について、別添の内容の説明があった。
- 議題については、三人事官一致で了承された。

俸給表の改定、期末・勤勉手当及び諸手当の取扱い
(令和8年7月28日院議説明概要)

1 俸給表の改定

〔行政職俸給表(一)〕

- 初任給について、次のとおりそれぞれ引き上げ、他の号俸より高めの改定率を設定する。

一般職試験（高卒者）	209,800 円	(+9,500 円	+4.7%)
一般職試験（大卒程度）	241,500 円	(+9,500 円	+4.1%)
総合職試験（大卒程度）	251,500 円	(+9,500 円	+3.9%)
- 初任給以外の号俸は、おおむね 30 歳台後半までの職員が在職する号俸について、平均改定率を上回る改定を行う。それ以外の職員が在職する号俸についても、3.0%以上の改定を行う。この結果、1 級、2 級、3 級及び 4 級の平均改定率はそれぞれ 4.0%、3.6%、3.4%、3.1%、5～10 級は 3.0%となり、俸給表全体の平均改定率は 3.3%となる。
- このほか、再任用職員の俸給月額、近年、各級の最高号俸の改定額と同額の改定を基本としているが、フルタイム勤務職員の月例給が課長補佐級以下の役職段階において民間を下回ることから、近年の考え方に基づく改定額（改定率 4%）を上回る改定を行う。

〔行政職俸給表(一)以外の俸給表〕

- 行政職俸給表(一)との均衡を基本に引上げ改定を行う。なお、指定職俸給表は、例年どおり、行政職俸給表(一)10 級の平均改定率(3.0%)と同程度の引上げ改定(23,000 円～37,000 円)を行う。

2 期末・勤勉手当の取扱い

- 民間賞与の昨年8月から本年7月までの1年間の支給月数は 4.72 月であり、公務の一般職員・特定管理職員の年間支給月数 4.65 月が 0.07 月下回っていたことから、均衡を図るため、0.05 月分の引上げを行い、年間 4.70 月とする。また、指定職職員等についても、一般職員の改定内容との均衡を考慮してそれぞれ 0.05 月分引き上げる。
- 本年の年間支給月数の引上げ分については、一般職員の勤勉手当比率が民間係員の考課査定分の割合と概ね均衡していることを踏まえて、期末・勤勉手当に均等に配分する。
- 令和8年度については、6月期分は既に支給済みであることから、引上げ分は 12 月期にまとめて支給することとし、令和9年度以降については各期とも同じ月数とする。

3 広域異動手当の取扱い

- 広域的な異動に対する給与上のインセンティブを更に向上させるため、広域的な異動を行う職員に重点を置いた給与の改定を行うこととし、広域異動手当の支給割合の引き上げを行う。
- 具体的には、異動等前後の官署間の距離が300 km以上の場合について、現行の10%を16%に、60 km以上 300 km未満の場合について、現行の5%を8%にそれぞれ引き上げる。
- この改正は、令和8年4月1日に遡及適用する。

4 宿日直手当の取扱い

- 宿日直手当については、民間労働法制における取扱いを踏まえ、宿日直勤務対象職員の平均給与日額の3分の1を下回らないよう改定を行ってきている。
- 本年は、宿日直手当の平均手当額が約300円下回っている状況にあることを踏まえ、昨年に引き続き、普通宿日直及び特別宿日直の手当額を300円引き上げるとともに、医師当直及び常直(月額)の手当額を1,500円引き上げる。
- この改正は、令和8年4月1日に遡及適用する。

5 第一種初任給調整手当の取扱い

- 第一種初任給調整手当の手当額については、医療職俸給表(一)の平均改定率に合わせて改定を行ってきている。
- 本年の医療職俸給表(一)の平均改定率は3.2%であり、医師等の多い府省において、人材確保の観点からミッドキャリア層の処遇改善が要望されていることを踏まえ、22年目以降に重点的に配分し、手当額の減少幅を軽減する。若年層についても昨年と同額の改定を実施する。
- 医系技官等については、5種の改定額を踏まえて500円の改定を行う。
- この改正は、令和8年4月1日に遡及適用する。

6 委員、顧問、参与等の手当の取扱い

- 委員、顧問、参与等の手当は、給与法において勤務1日当たりの支給限度額を定めおり、指定職俸給表の平均改定率に合わせた改定を行っている。本年は、指定職俸給表の平均改定率が3.0%であることから、支給限度額を1,100円引き上げ、36,800円とする。
- この改正は、令和8年4月1日に遡及適用する。

以 上